指定廃棄物処分等有識者会議 (第9回)

平成 2 8 年 3 月 1 6 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

第9回指定廃棄物処分等有識者会議

(開会)

○井上副大臣:環境副大臣の井上信治でございます。今日は白石大臣政務官と共に出席させていただいております。田中座長をはじめ、委員の先生方には、この指定廃棄物処分等有識者会議、年度末のお忙しいところご出席をいただきまして、感謝を申し上げます。また、宮城県、栃木県で開催した県民フォーラム、有識者を交えた意見交換会や現地確認へのご参加など、様々なご協力も頂いておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

環境省では、この有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法を 基に、宮城・栃木・千葉の3県において詳細調査候補地を選定し、公表をいたしました。 現在、これらの3県において丁寧な説明を行い、理解をいただく努力を続けているところ でございます。

一方で、茨城県におきましては、同県での指定廃棄物の放射能濃度や保管状況などを踏まえ、本年2月に現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰した後、段階的に既存の処分場で処理する方針を決定したところです。この方針を踏まえますと、更に一定期間保管の継続が必要となるケースが想定されることから、保管場所における災害などのリスクの更なる軽減や、住民の皆さまの更なる安心に資する保管のあり方を検討する必要があると考えております。また、宮城県では指定廃棄物の放射能濃度の再測定を行い、その多くが既に8,000Bq/kgを下回っていることが明らかとなりました。本来8,000Bq/kg以下の廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能でありますが、本日改めてこの考え方についても確認をしたいと考えております。

この他、震災から5年がたち、指定廃棄物の一時保管が長期化する中、稲わらや牧草など、腐敗などが懸念される農林業系副産物の減容化・安定化につきましても、ご意見をいただきたいと考えております。委員の先生方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(出席確認後、配付資料確認等)

○田中座長:皆さん、おはようございます。今日の会議には、指定廃棄物問題の解決のために奔走されている井上副大臣にも出席いただいております。ありがとうございます。

関東・東北には、福島県以外の5県に指定廃棄物が約25,000トン、数多くの保管場所で保管されております。10年後には、この指定廃棄物の4分の3は8,000Bq/kg以下になると、この間、2月に環境省から発表がございました。今日の会議では、このような中で関連した技術的な課題について検討することになっております。11時半までを予定しておりますので、どうぞよろしくご協力いただきたいと思います。

早速議事に入りたいと思います。本日の議題は、「指定廃棄物等の安全な保管のあり方について」、および「1kg 当たり 8,000Bq 以下の廃棄物の安全な処理について」の2つです。まず事務局より、資料に基づいて、現地保管継続に当たっての更なる安全の確保について、説明いただきたいと思います。説明をよろしくお願いします。

(参考資料1,2,3,4を紹介した後、資料1に沿って説明)

○田中座長:ありがとうございました。それでは、意見交換したいと思います。ご意見がある方は手を上げていただきたいと思います。ご指名したいと思います。大迫委員、お願いします。

○大迫委員:ありがとうございます。現地保管の強化ということで、いくつかメニューを示し、その得失をきちっと説明するなかで、それぞれの場所でいろいろと検討、選定いただいて強化を図るということは、今後の方向として示しておいても結構かなと思っております。

その際に、どうしても安心な形でとなりますと、濃度の面から見て、コンクリートのボックスカルバートとか、コンクリートボックスとか、かなり濃度の高いものに元々使用されるようなものなので、遮へい性は高いということはあるんですが、そのあたりはコスト

の面も含めて合理的に判断していただければいいんじゃないかと思っています。

コンクリートの場合、中に、例えば焼却の灰、飛灰等を入れる場合に、水が中に染み込んだ形で入れてしまいますと、中から塩類の高いものが出てきてコンクリートを腐食したりとか、それはもちろん、10年とか、そういったところでは大丈夫だと思いますけれども、外が強固だから、中は何でも適当に入れていればいいんだというものとはまた違うので、そういったところも留意を付け加えていただくということはあるかなと思います。

それから、私の意見としては、浸水しない場所をきちっと選定した中で、コンテナというのがリーズナブルな、より合理的な、安全性も担保されたかたちでできる保管ではないかというふうには理解しておりますけれども、それぞれの特質を十分説明していただいた上で各地域の事情に合った形の検討をしていただければと思います。以上です。

○田中座長:ありがとうございました。山崎さんの説明を確認しますと、基本的にはガイドラインに基づいて設置をする、維持管理をする、モニタリングをする。維持管理とモニタリングもガイドラインの中で書かれておりますか。室石参事官、お願いします。

○室石本部長:ガイドラインの方で、一定程度の維持管理とモニタリングについては記載がございます。ただ、具体的にそれをどう適用するかということで、例えば年2回になるのか3回になるのかというのは、地方事務所の実状も関係してくると思っております。

○田中座長:そうすると、基本的にはガイドラインで十分のような気がするんですけれど も、何か不具合があれば、その都度補修するということも記載はあるんですか、ガイドラ インには。

○室石本部長:結局、いま一時保管場所で職員が定期的に見回りをし、それに対して何か 不具合が見つかれば補修をするというルールで、ガイドラインに則ってやっておりますの で、現状何か不具合があると我々は認識しているわけではないんですけれども、今回、そ ういう意味では技術的可能性をお示しし、先ほど大迫先生からもございましたけれども、 メニューをよく見ていただいて、ご地元の要望に応じていろいろ選んでいただけるような 技術的可能性を今日ご議論いただきたいということでございます。

○田中座長:強化策がいくつか出されていますけれども、これは 8,000Bq/kg を超えたものに対しての選択肢として提案されているわけですよね。8,000Bq/kg 以下のものはあくまで、基本的にはガイドラインで、8,000Bq/kg を超えるものについては災害対応ということで、こんなことも選択肢としてはあるよと。大迫委員の指摘は、それぞれの選択をしても留意事項があるから、そういうものをきちんと記入して、それぞれの選択の中に、選ぶ場合はこういうことに気を付けなさいという中の1つに、水分のこととか、塩素の問題だとか、それぞれの強化策に問題があるので、それらも知見を蓄積して、グッドプラクティス、うまくいったという優良事例を作っていく。これが基本的な提案ですね。

○大迫委員:はい。

○田中座長:では、ほかにご意見はいかがでしょうか。井口委員。

○井口委員:今回ご提案いただいている資料については、技術的には非常に納得いくものですけれども、最後の「今後の検討課題」で、各地域の住民の方の不安な声を受け止めて、場所ごとの災害履歴等でリスクを評価するという表現がありますが、リスクを評価しても、一般の方では、心の問題というか、安全の技術の問題ではほとんど問題ない場合でも、安心について言うと、非常にスペクトルが広くて、いわゆる残余リスクというところの考え方が人によって大きく違います。

そこで、お願いしたいのは、リスクを評価されて、田中委員長も言われたように、オプションを与えて留意事項を示すということもありますが、単に安全が技術的に担保されていることをリスクの低減の観点から説明されるだけでなく、その結果、残っているリスクというものが非常に小さいものということの説明もしっかりやっていただかないと、地域住民の方に十分理解してもらえないのではないかと思います。もしリスク評価をするので

あれば、リスクがゼロということは不可能なので、具体的に残っているリスクはこの程度 であるという説明も是非していただくと同時に、可能であればホームページ等で若干そう いう記載もしていただくのがよろしいのではないかと思いました。以上です。

○田中座長:ありがとうございました。技術的な問題のみならず、リスクの受容性、アクセプタンス、そこについては丁寧な説明が必要だと。同感です。他にはいいでしょうか。 西垣委員。

○西垣委員:昨年の鬼怒川の災害の時に、一時保管しているのが流れたということで、いま現在一時保管している場所が水害等に遭うか遭わないかということ、今異常気象ですので、できるだけきっちりした形で、ありそうな所はそこを移動させるなり、先ほど山崎さんのご説明にございましたけれども、これはありそうですから、こういう形で保管させてくださいという地元とその辺を協議していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田中座長:資料1の説明がございまして、議論がございましたが、それをまとめますと、現在の指定廃棄物については、指定廃棄物関係ガイドラインに基づいて適切に保管されております。それを定期的に監視して、問題がないことを確認しているという状況にあります。しかしながら、指定廃棄物の処理はまだ進んでおらず、保管が継続しており、更に一定期間、保管継続が必要となる場合も想定されます。その場合でも、現在のガイドラインに基づき維持管理して、問題があれば補修しながら保管すると、これで十分耐えうると評価できますが、8,000Bq/kgを超えるような指定廃棄物については、竜巻、あるいは台風、あるいは大きな水害、このような災害によってもたらすであろう保管場所での屋根やシートなどが吹き飛ぶ、それによって廃棄物が飛散する、そういうリスクを軽減するために、保管強化策については、先ほど事務局が提案した案を選択肢として進めていただくということで、皆さん、ご了解していただけるでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議題ですが、資料2に基づき、農林業系副産物の減容化・安定化につい

ての説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(資料2に沿って説明)

○田中座長:ありがとうございました。それでは、意見交換したいと思います。いろんな

技術が、減容化と安定化の技術としてあるということで、目的が最初にございました。今、

貴重な場所を保管場所が占有しているというので、減容化の必要性があるということと、

それから、腐敗性の指定廃棄物ですので、分解、腐敗して悪臭が発生する。場合によって

は、自然発火なども懸念されるということから、安定化、あるいは、無機化といったよう

な安定化処理が必要だと、こういうことが最初の資料、3ページまでに書かれていて、そ

れ以降は、いろいろ技術要素の内容が紹介されております。

乾燥・圧縮・堆肥化・炭化・その他、メタノール製造とか、メタンガス製造とか、その

ようなものも含まれておりますけども、ご意見いただければと思います。いかがでしょう

か。

○谷委員:よろしいでしょうか。

○田中座長:どうぞ。

○谷委員:質問ですけれども、焼却するまでの間ということは、8,000Bq/kg よりも低くな

って、だけど、まだ焼却できないものについてこういう処置をしようということですか。

それとも、8,000Bq/kg を超えているものについてこういう手段で減容化しようということ

でしょうか。

○田中座長:山崎さん、お願いします。

○山崎補佐:基本的に、8,000Bq/kgを超えているものを対象に考えております。

7

○田中座長: 当分の間、保管しなくてはならないという状況を前提にしているわけですね。

○山崎課長補佐:ええ。8,000Bq/kg を下回るものにつきましては、既存の施設で処理が可能ではないかと考えておりますので、8,000Bq/kg を超えているもので、さらに一定期間、保管をする必要があるものについて、より安定した状態で保管ができるように、こうした処理を行うというふうに考えております。

○大迫委員:いいでしょうか。

○田中座長:はい。大迫委員。

○大迫委員:今、技術的なところで整理いただいたところで、それぞれの特徴に関する記載は、適切に整理されていると思ったんですけども、1点、堆肥化に関して、まだ有機物が残っているから不安定だということについては、発酵が十分、進めば、そこはかなり安定なものにもなるし、臭気っていうものは堆肥の臭いはしますけど、それほど何か腐敗性のガスがさらに出てとか、発火に至るとか、そういったことは考えにくいのではないかというふうに思っています。

ただ、これは全体にも係るとこなんですが、8,000Bq/kg を超えているっていうことになりますと、10,000Bq/kg を超えている可能性が高いわけでありまして、そうすると、作業者に対する電離則がかかってくるわけです。電離則は、密封となっているものに関してはいいんですが、つまり、例えば、フレコンに入っていればいいんですが、それを破袋して何かしら処理しなきゃならないという時に、そこを密閉構造にして負圧にしたりとか、またかなりそこでいろいろと対応が、注意しなきゃならないところが出てくるわけです。

そういったときに、堆肥化というのは、結構、オープンな形で行われるので、そういった面での配慮というのが、さらに必要になるという点は、これは他の技術でも、ちょっとよく見ればあるかもしれませんが、そういったところも一通り、もう一回、見渡してみて

はどうかと思います。

そういう中で、乾燥・圧縮っていうのは、比較的、小回りが利く技術でコンパクトに、 例えば、簡単な仮設テントみたいな中で簡単にやれるとか、そういったイメージ、先ほど 車載型っていうご説明ありましたが、比較的、コンパクトに密閉構造を保ちながら、そう いった作業ができやすいっていうことも、一つメリットではないかなというふうには思い ます。

○田中座長: そもそも前提条件で、腐敗性指定廃棄物ということは、稲わらとか、草とかですよね。

○山崎補佐:はい。

○田中座長:この紹介いただいた中には、大量の土砂類が入っているものを実験にしたとか、それから、バークだけを対象にしたとか、実際はこういうものをここでは想定できない廃棄物ですよね。というので、これは、もう始めから違うのじゃないのという感じがするんですけども、その辺いかがですか。

それともう一つは、場所は、今、保管している場所を動かさないで、そこでやるという 縛りがありますよね。どっかに持って行って、いろんな所から持って行ってやるというような中間処理施設を造るのではなくて、現在の保管場所で一時の緊急対応というようなかんじです。廃棄物処理法では、そういうのは想定していなくて、中間処理という言葉も、使われていましたが、中間処理というイメージでは全然ないですよね。保管場所での何かするという。

○山崎補佐:まず、バークについては、今、保管しているもの、処理が想定されるものと違うものも、研究成果として整理されているんじゃないかというご指摘でございますけれども、そこはご指摘のとおりでございまして、稲わらとか、牧草をターゲットに考えていましたが、なにぶん、研究事例が少なかったものですから、同じ植物性のものというよう

な観点から、参考に見ておりますので、例えば、この中では一つ目の乾燥分級というのは、 土砂も含まれているものをターゲットにしておりましたので、これはあくまで参考として 見ると。

あと、バークだけを専門にしたものも、植物を分解するとか、圧縮すると、どのぐらいになるのかという参考には使うけれども、主に研究成果として整理する場合には、他の稲わらとか、牧草とかをターゲットにしたものを中心に見ていくというのが適切かと思います。

○室石参事官:それから、後半の方でございますけれども、保管について、移動できないという縛りというのは、特別措置法のほうでは特にございません。廃棄物処理法のことで、多分、同じようなものではないかとイメージされたんではないかと思います。廃棄物処理法のほうは、いろんな不法投棄とか、そういうのを防ぐために、保管についての厳しい規則がかかっておりますので、それとはちょっと違っております。

例えば、指定廃棄物の場合であれば、現実においても、大体は農家の一角にあったりもするわけですけれども、市町村によっては市が土地をあっせんして、1カ所に20軒の農家の分をまとめて置かれるとか、そういうことをやってきたという積み重ねでございますので、今回も、例えばですけれども、農家一軒一軒で場所が大変だというようなときに、今度は国がするということかもしれませんけれども、それをちょっとまとめさせていただいて、しかも、面積が減っていくみたいな、そういう措置にも役に立つのではないかということで、どういうふうに我々が受け止めて、どういう施策に使うかは、またちょっとこちらで考えさせていただきたいと思いますけれども、今日は、そういう技術的な可能性の部分を十分、ご検討いただければと思っております。

○田中座長:そうすると、保管している場所でやる場合もあるし、少し移動させて複数の ものを対象にして運んで、集中的に減容化・安定化処理をすると、二つケースがあると。

○室石参事官:そういう場合があると思います。

○田中座長:ある。

○室石参事官:はい。

○田中座長:分かりました。他にご意見いかがでしょうか。木村委員。

○木村委員:最初に8,000Bq/kgっていうのは、平均濃度で8,000 Bq/kgっていうことですので、当然、部分的に10,000Bq/kgを超える部分もあるし、かなり低い濃度の所もあるということです。計算は、被ばく線量の目安に対して8,000 Bq/kgを出したわけです。指定廃棄物の平均、実際に対象となるものが平均として8,000 Bq/kg以下であるならば、従来の施設で取り扱えるということです。ここで述べられている減容化処理とか何とかっていうのは、ものすごく新たな施設を造る部分、かなりあると思いますし、なかなか用地の確保とか、そういう難しい問題もあると思いますので、私の考えですけども、平均8,000Bq/kg以下の稲わらというのは、当然、従前の焼却施設を使って、稲わらを焼却処分するっていうことは可能だと思います。それは平均8,000Bq/kg以下になるようにすれば、よろしいわけですので。

あと、実質的に先ほど宮城県の再測定の結果を見てみますと、8,000 Bq/kg 以下の稲わらがかなり多くありまして、中には 4,000 Bq/kg よりも低いとこもありますし、かなり高いのも中にはありますけども、そういうものを除くと、かなりの部分の稲わらが実は従前の焼却施設で、焼却処理できるんではないかというふうに考えます。

ここに掲げられている方向っていうのは、非常に重要だとは思うんですけども、実効性っていうか、実施可能性っていう面だと、従前の施設を使ってできるというほうが、非常にベターではないかというふうに思います。

○田中座長:ありがとうございました。大迫委員、じゃあ、お願いします。

○大迫委員:今の木村委員のご発言に関連するんですが、今回、それぞれの自治体等で、 保管の強化っていう形で選択される腐敗性のものに対するメニューとして整理いただいた 資料は大変重要かと思いますので、適切な伝え方をしていただくっていうことは大事かと 思います。

一方、今、木村委員からご発言があったように、やはり元々は特措法の基準上の8,000Bq/kg を超えていたとしても、適切な対処をすれば焼却・減容化処理はできると。これは福島県内の対策地域内で、既に多くの施設でいろんな実績を積み重ねているわけですので、やはり焼却までの安定化保管ということで、ある意味、先送りするというようなところもございますので、同時に従来通り、処理・減容化していくということも併せて市町村会議等の中で、粘り強く適切に説明いただくっていうことは重要ではないかと思います。そもそも基本方針の中では、既設の施設を活用していきましょうっていうことが、元々大きな方針としてあったわけでありまして、そういう中で指定廃棄物の稲わら等も、混焼の実証を環境省でも岩手の方でやられたわけです。2年前ほど前の多分、この検討委員会の中でも、ご紹介いただいたと思います。その中で安全に処理できているというところは確認されていますし、先ほど言っていますように、福島県内でもさまざまな実績が挙がっているというわけであります。それで、例えば、またあとで説明いただくことになると思うんですが、資料3の中の3ページのところに、8,000Bq/kg を決めたときの考え方としての表がございます。

これは、お隣におられる木村委員の所属しておられた、日本原子力研究開発機構の方で、いろいろと科学的に分析され、評価されたものですが、このシナリオの中間処理のところをご覧になっていただくと、焼却施設周辺に居住している一般公衆の方が、年間1mSvという被ばく量を担保するためには、どれぐらいまで焼却物の濃度を、それ以下にすればよいかというものを見ますと、5,500,000Bq/kgということなんです。

つまり、燃やすものに関しては、8,000Bq/kg を超える、超えないっていうのは、ある意味、かなり保守的な中で理解すべき濃度でありまして、8,000Bq/kg 自身は埋め立て地の作業者の被ばく量を、年間1mSv 以下にしようということで、そこがメルクマールとして決められたものなので、焼却施設における安全性の評価、それから、これまでの実績等も踏

まえても、ぜひ既設での混焼ということを併せて市町村長会議の中で、丁寧に説明してい くっていうこともやっていいのではないかと思います。

その際に、自治体等で気になるのは、出てきた焼却灰を処分できるのか、という話が今度は出てきますので、その時に、混焼の場合にどの程度の割合で混焼するのかと、あるいは、灰の濃度をどれぐらいまでに抑えるのかとか、当然、もう全体的にも濃度が下がってきておりますし、これは一般ごみもそうですし、また、指定廃棄物も、先ほどいろいろとご紹介もあったように濃度が下がってきておりますので、濃度が低くなったものから、安心していただけるところをうまく理解いただきながら、混焼等も進めていくということも重要ではないかというふうに、かねがね思っておりましたので、ここで発言させていただきました。

○田中座長:ありがとうございました。西垣委員、どうぞ。

○西垣委員:今も8,000 Bq/kgで、そのまま焼却できないんだろうけど、私なんか、こういうごみっておかしいですけども、以前、生ごみなんかRDFで燃料化しようじゃないかって、それで、あるとこで大量に保管していて、発火したようなこともございましたですけども。 先ほどのご説明の中で、チップでやろうっていうのも、岡山県の北の方の真庭市では、23,000 人ぐらいの人口の所で、チップで発電しているんです、バイオマス発電を。ですから、ただ単にごみを燃やすんだけではなしに、減量化してチップにしていったんだったら、将来、それがバイオマス発電に使えるような形でもいいんじゃないかなって。

ですから、先ほどのご説明では、基本方針では既設の設備でっていうことですけども、 その地域の方に、こういう形の設備をしていけば、それは将来、バイオマス発電の基本と なっていきますからということで、それでいろんなものを有機物で、皆さんが燃やせるよ うなもの、小枝とか、いろんな木材の、真庭では、林業で使ったいろんな材木のチップを 圧縮して、オーストリアのウィーンでやっているような感じで発電していってるんですよ。 ですから、地元の方、ご迷惑掛かっておりますから、国の方で、そういうふうなことも 補助もしますよとか、省庁は変わるかもしれませんけれども、そういうものとも連携して いっていただければ、地元の方も、それをただ単に燃やしてしまうんじゃなしに、エネルギーとして代えていくっていうふうな形も、検討していただければとは思います。よろしくお願いします。

○田中座長:ありがとうございました。いろいろご意見いただきました。谷委員、どうぞ。

○谷委員:専門ではないので、お聞きしたいのですけども、減容化したときに、元々8,000 Bq/kg以上のものは、この放射能の数値はどうなってしまうのでしょうか。濃縮みたいなことがあって、上がってしまうことはあるのでしょうか。

○室石参事官:減容化と減量化にデータ分けておりますが、減量化すれば量が減る、セシウムは飛ばなければ、濃度は上がるということになります。減容化の場合に、乾燥工程がある場合に水分が飛べば、その分、重量が減ると思われるので、若干、濃度は上がるかと思われます。ただ、例えば、圧縮だけであれば容量は減りますけれども、重量は変わらないので、濃度変わらずと、そういう関係だと思います。

○谷委員:そうするとね、この基準を上回る方向になるわけです、圧縮以外については。 そうすると、先ほどからご指摘あったように、このまま放っておいて早く基準より下がっ てしまって、混焼などによって焼却したほうが、合理的であるという考え方もあるような 気がします。

○田中座長: それでは、まとめてみたいと思います。農林業系副産物、ここで言うのは腐敗性指定廃棄物のことですけども、これの減容化・安定化として、焼却が一番望ましいというようなご意見が多かったと思います。それ以外には、熱分解や炭化は有機物を熱で分解して、ガス、あるいは、水分が発生します。技術が成熟している焼却施設が駄目であれば、これらも現実的ではないだろうと思われます。

リサイクルということで、バイオエタノール、あるいは、堆肥化といった技術がござい

ますけども、指定廃棄物を原料にしてリサイクル品を作った場合に、ユーザーはいないと 思われます。従って、指定廃棄物に適用する技術としては、まず、適用不可ではないかと 思います。

そういうように消去法でいくと、乾燥圧縮がよさそうに書かれておりますけども、減容 化率が比較的、高くないということがあります。

13 ページに可能性があると書いてあるような感じですけども、こういうものをちょっと 保管場所で、今の保管しているものに適用する技術として進めるというのは疑問で、自然 乾燥とか、あるいは、そんなに労力を使わないで、(労力を使うということは、廃棄物、破 砕したり、移動したりというところで、いろいろリスクがあるということで)自然乾燥と か、少し押さえつけて圧縮するというようなローテクの装置は現実的には可能と思います。 ということで、現実は地元にとっては、減容化・安定化技術の適用ということを考える 場合に、保管強化策とこれとの組み合わせですので、保管強化策で対応できれば、減容化・ 安定化の技術も要らないだろうとか、あるいは、減容化・安定化で何かやれば、保管強化 策はなくても済むようになるとか、そういうような両方、合わせてベストコンビネーショ ンというのを検討するのがいいと思います。

減容化・安定化処理をして、早期解決を先延ばしするようなメッセージを送るのは、良くないなという気がします。8,000Bq/kg 以下になるというのが、先ほどの説明で 10 年たてば、全体としても3分の2です。相当なものが 8,000Bq/kg を下回る。8,000Bq/kg 以下になりますので、そういうものは保管場所から移動できる。指定廃棄物を解除するという制度も正式にできて、それによって指定廃棄物がなくなる。

既存の焼却施設で焼却する、あるいは、ばいじんや汚泥は既存の最終処分場、あるいは、 新たな最終処分場で処分すると、こういうことで現実的な解決を進めるのがいいのではな いかと、思います。こういう解決策ではないかと思うのですけども、皆さん、いかがでし ょうか。こんなまとめでいいでしょうか。

ということで、事務局においては、本日、いただいた意見を参考にして、必要に応じて 減容化・安定化プラス保管強化策を検討していただければと思います。それでは、次に資料3に基づいて、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理について、説明いただきた いと思います。

○山崎補佐:田中先生、ちょっとその前に、一言、よろしいですか。

○田中座長:どうぞ。

○室石参事官:受け止めとしては、先ほど案として書かせていただいておりましたので、 今、座長がおまとめいただいた方向、それから、他の先生方が言っておられた話、例えば、 濃度にちゃんと気をつけるというような部分とか、8,000 Bq/kg 以下については、普通に焼 却できる、あるいは、混合焼却できるというような、その辺もちょっと付け加えさせてい ただいたりして、後でまた座長とご相談させていただければと思います。

○田中座長:じゃあ、説明をお願いします。資料3です。

(資料3に沿って説明)

○田中座長: それでは、ご意見があれば、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。 大迫委員。

○大迫委員:8,000Bq/kg という数字に関しては、今、事務局からご説明のあった通りの理解なので、処分に関して、上乗せでいろいろと行ってきたというところを今後、丁寧に説明していく中で、不安感を解消していくべきかなというふうに思います。もう1点、8,000Bq/kg 議論の中で、クリアランスレベルと常にダブルスタンダードではないかということを言われるわけですが、あくまでも、きちっと廃棄物処理の範囲の中で、管理されているということの前提で8,000Bq/kgという数字であります。

それから、1 mSv という線量の許容限度ということの中での議論でありまして、クリアランスレベルの再生利用とか、全く無制限に使う、あるいは、年間あたりの被ばく線量の

限度、クライテリアの違いとか、そういったところが理解されないままに、8,000Bq/kg 議

論においてダブルスタンダードという点が、各所よりいろいろと指摘されるとこなので、

そういったとこも併せて丁寧に説明していってはどうかと思います。以上です。

○田中座長:大迫さんに質問だけども、3ページの今、5,500,000Bq/kg、これは焼却する

対象の廃棄物が、このレベル以下であれば、周辺の住民に1 mSv 以下だと、そういう意味

ですか。

○大迫委員:はい。それぞれのプロセスごとに扱える放射能の濃度ということで評価され

ていて、5,500,000Bq/kg以下であれば、一般公衆に関しては、年間 1mSv を下回るという

理解で、ここはもう木村委員の方のご専門なんですが。

ただ、ここで濃いものを燃やした場合に出てくる焼却灰が、結局、8,000Bq/kg を超えて

しまうと、またそこで指定廃棄物としてコントロールしなきゃならなくなるので、自ずと

焼却灰で濃縮されるという問題から派生して、入り口のところはコントロールされるので、

この焼却過程だけを言えば、5,500,000Bq/kg までの焼却に関しては、安全性は担保できる

という意味ではあります。

○田中座長:前提条件には、この焼却炉が非常にレベルの高い焼却炉で、排ガス除去が相

当高い除去機能であるとか、また、バグフィルターを使ってあれば、これぐらいしか大気

に出ないという条件でとかいうことですね。

○大迫委員:そうです。

○田中座長:他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

○西垣委員:よろしいでしょうか。

17

〇田中座長:西垣委員。

○西垣委員:先ほど谷先生がご質問されたように、大迫先生とか、木村先生なんかは、こういうのは専門家なんですけど、一般住民の方、燃やして煙突から出てきているやつに、そういうふうなものがどれだけ含まれるんだとか、そういうふうなことに関しても、きちっと説明してあげてほしいと思います。

単純に考えても、8,000Bq/kg 以下のもの、先ほど大迫委員がおっしゃった、濃縮していきますので、それでキログラム当たりは増えてくると思いますので、そういうふうなものが、われわれ、1 mSv 以下の被ばくっていうのが、周囲の住民にどういうふうな状態だったら。

例えば、8,000Bq/kg よりも少し下のやつをどんどん大量に燃やしたら、それは超えてきて、そういうところで焼却場の近く方に何か影響あるのかっていうふうなご心配もされると思いますので、その辺のコントロールとか、そういうことをきちっと説明していただければと。よろしくお願いいたします。

○田中座長:ちょっと備考で、留意事項を書いといた方がいいですよね。

○西垣委員:はい。

○田中座長: 炉の補修作業をする場合に、炉面に付着している灰の中の放射能が、これぐらい以下であればっていうことですよね。

○木村委員:これは中間処理で書いてありますように、作業者の 30,000 Bq/kg っていうのは、要するに、中間処理の施設で、例えば、焼却炉で受け入れられる濃度が 30,000 Bq/kg までですということです。作業者は一般人ですので、1 mSv で拘束されています。したがって、焼却施設に持ち込む限度が、実は 30,000 Bq/kg で縛られてしまいますので、5,500,000Bq/kg の廃棄物なんていうのは持ちこむことは出来ないということになります。

○田中座長:周辺は大丈夫だけど、炉の補修作業する人には、もう全然駄目だよということでしょう。それからちょっと事務局に質問したいのですけども、茨城県でしたっけ。例の指定解除の制度が正式に機能するような手順は、今後、どのように考えたらいいのでしょうか。

○室石参事官:現在、地方の方にいろいろ説明を続けておりますけれども、パブリックコメントを経て、省令の改正という形で正式には交付されて、施行されるということに手順としてなりますので、次の手順としてはパブコメを行うという、そういう順番になっております。

○田中座長:見通しとしては、どれぐらいかかるのでしょうか。もう結構、8,000Bq/kg を 割っているものが、大量にありますよね、県によっては。

○室石参事官:できるだけ速やかにやりたいと思っております。

○田中座長:分かりました。大体、いいでしょうか。資料3のまとめをしたいと思います。 いろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。結論としては、8,000Bq/kg以下の廃棄物については、これから制度化される指定解除の制度を活用して、指定廃棄物でなくなり、通常の廃棄物同様に、腐敗性廃棄物は既存の、あるいは、新たなという選択になるかと思いますけども、通常の焼却施設で焼却処理ができる。

それから、ばいじんや汚泥などの無機性の廃棄物は、管理型の埋め立て処分場、最終処分することが可能ということで、このような方向で適切に処理を進めていただければと、このように思います。これで、今日の事務局が準備した議事については終了いたしましたけども、ここで井上副大臣から、ご挨拶をいただければと思います。お願いします。

〇井上副大臣:委員の先生方、長時間ありがとうございました。今日、貴重なご意見をい

ただきまして、また、私ども環境省が示した案を概ねご了承いただいましたことに、感謝 を申し上げたいと思います。

本日の会議におきましては、住民の方々の安心確保やさらなる災害リスクの低減のための保管強化策、そして、農林業系副産物の減容化・安定化方法として、乾燥や圧縮梱包も可能であること、また、8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の廃棄物と同様に安全に処理を行うことが可能であることについて、ご確認をいただきました。

今後は、本日、先生方にご確認をいただいた内容、ご意見を踏まえまして、現地保管継続の場合の保管強化や農林業系の副産物の減容化を通じて、保管者の負担の軽減、また、 周辺住民の不安の払しょくに努めてまいりたいと思います。

また、これは地元の自治体とご相談をしながらですけれども、8,000Bq/kg 以下となった 廃棄物の処理の促進を図り、さらには長期管理施設の整備に当たっての地元の負担の軽減 も考えて、取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○田中座長:最後に事務局から、その他として何かございますでしょうか。

○熊倉計画官:本日の議事録についてですけれども、委員の皆さまにご確認いただいた上で、環境省ホームページで公開したいと思います。あと、マスコミの方々にご連絡でございますが、この後、井上副大臣の記者会見を行います。会議終了後、出口、出てすぐの場所で行いますので、記者の方々、ご準備の方をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○田中座長:本日は活発なご意見いただきましてありがとうございました。これで第9回 指定廃棄物処分等有識者会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。